

令和2年 第9回 安中市農業委員会会議録

1 開催日時 令和2年9月25日(金) 午後1時30分～午後3時10分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉 壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 公売農地の買受申込者適格認定について
日程第 7	議案第5号 安中市登録空家等に附随する農地の指定解除について
日程第 8	議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 9	議案第7号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上原 充	庶務兼農業振興係長	山田 幸則
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議 長 ただいまから令和2年第9回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立いた

しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、それでは4番、宮口太郎委員・13番、佐藤恒雄委員の両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。議事日程10ページを御覧ください。

令和2年8月25日開催の第8回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係38件につきましては、令和2年9月16日付で許可書を交付いたしました。

続きまして、11ページを御覧ください。現況証明の8月分の取扱いについてですが、1件、2筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、別紙でお配りしたA4で1枚紙の令和2年度第9回総会報告案件一覧を御覧ください。群馬県農業会議の第6回常設審議委員会が9月16日に前橋市の農協ビルで開催され、竹内会長が出席しました。

9月3日に伊勢崎市で予定されていた農業委員会全体研修会につきましては、新型コロナウイルスのため、中止になったところです。

また、令和2年第3回安中市市議会定例会が9月2日から9月18日までの間、開催されました。一覧のとおり、報告が5件、議案が22件提出され、議案の全てが採択されました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議について議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年9月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は議案書1ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

13番。

13番委員 13番です。議案第1号の農地法第3条、1番ですが、申請地は、国道18号〇〇上り線に面しており、〇〇の近くです。譲渡人は、申請地区外に住んでおりまして、管理が行き届かなくなっているのかなと思われます。受け人は、異業種の会社を営営していますが、作付等を見ますと、農業も手がけております。申請地の畑は、草を刈って耕せば、すぐ農地に戻る土地です。特に第3条の規定に係る問題はないと考えますので、審査の参考にしてください。

議 長 ほかにございますか。

17番委員 それでは、17番から。

農地法第3条の2番の案件でございます。この案件については、〇〇さんから〇〇さんのほうに贈与するという形で、ちょっと〇〇さんが具合が悪いので、奥さんのほうに移行という形でございます。それで、ほかには問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、ただいま委員の意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年9月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法4条の申請は議案書2ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

1番。

1番委員 1番です。この件につきましては、先日の19日ですか、会長、それから事務局、私とで現地調査をさせていただきました。場所的には、〇〇の〇〇です。〇〇橋というのがあるのですが、〇〇にかかるですね。その橋を渡って、すぐ右に折れて2、300メートル行ったところなのですけれども、現地に行ってみますと、荒れているのですね。物凄。イノシシも住めないような場所だと思うのですけれども、いろいろありまして、これは本人に確認してみますと、これは全部自分でやるとなると、自分でやるのというのは大変なことだと我々、行って見たのですけれども、場所的には、どっちかという、1軒民家があるのですけれども、太陽光を作るにはいい場所だと思います。今日たしか呼出しがかかっていましたね。

事務局 はい。

1番委員 今の呼出しで、この関係者、今日来ますので、いろいろ意見あるいは聞きたいことがありましたら、私ももちろん聞くのですけれども、質問等していただきたいと思ひますけれども、審議のほどよろしくお願ひをいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班と審査の必要が生じた場

合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に1番の1件、以上1件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち番号8番は、私が貸出人であり、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限規定に該当するため、番号1番から7番、9番から15番及び計画変更1番と2番を案件1とし、番号8番は案件2とし、2回に分けて審議いたします。

初めに、案件1を議題とします。番号8番を除く案件について事務局の説明を求めます。併せて事前調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年9月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

最初の案件1からご説明をさせていただきます。

続きまして、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和2年9月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法第5条の案件1の申請は、議案書3ページから4ページ記載の1番から7番及び9番から15番の14件、ならびに計画変更申請が議案書5ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

なお、9月18日に実施されました申請地面積1,000平米以上を行う案件の現地調査結果につきましては、特段問題にされるような事項は見当たりませんでしたので、ご報告させていただきます。

よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。農地法第5条の7番になります。それと計画変更の1番です。ここは、もう既に農地法で許可を受けてある土地なのですが、介在農地となっている畑でございます。この周辺はもう既に宅地化が相当進んで、住宅が次から

次へ建っている場所です。この土地は、現在は草が茂っておって、耕作はされておりません。あと、計画変更にありますとおり、当初も一般住宅用地、変更後も一般住宅用地、全部承継でなっております。特に問題はないと思います。

議長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の3番です。こちらは、周辺は既に宅地化が進んでいる地域でありまして、周辺の農地への影響は少ないと考えられます。

続きまして、10番です。場所がちょっと分かりにくいところなのですが、〇〇の脇の道を山のほうにずっと入って行って、〇〇との境の位置になります。かなり広い面積ではありますが、急傾斜地で、傾斜地の下段には舗装された道路があり、そこには側溝も整備されておりますので、雨水の問題等もなく、周辺農地への影響もないと考えられます。

以上、協議の参考にしていただきたいと思います。

議長 ほかにございますか。

1番。

1番委員 1番です。第5条の一番最後の15番です。場所的には、〇〇の〇〇、それから〇〇がそばにあるのですけれども、それを北側へ向かって入って300メートルぐらいのところですか。周りは民家があります。東側、前、北側にもありまして、道路を隔ててすぐ、西隣に〇〇がありまして、特に問題はないと思います。土地的にはいいところで、農地にすればいい場所なのですけれども、後閑とすれば民家が増えるほうがいいのではないかと思います。その辺を勘案していただいて、またご審議の参考にしていただきたいと思います。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の12番です。この場所は、昭和の62年に一度住宅用地として許可が下りている土地でありまして、計画変更で、露天駐車場ということで、問題ないと思いますので、審議の参考にしてください。

議長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条関係の5番になります。こちらは、〇〇

の信号のすぐ近くなのですけれども、受け人と渡し人は〇〇関係に当たります。受け人の隣にある渡し人の農地を駐車場として使うということでございまして、今現在使っているということで始末書が添付されております。周りも全部家ですので、周りに与える影響はないと思われまますので、審議の参考にしてください。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 6 番です。申請対象地は、昨年 6 月農振地域の整備促進協議会において、農振除外を容認されております。また、西側の馬入れを挟む隣接地は、太陽光発電の予定地として認定をされております。本申請の転用目的は農業用施設用地として転用理由としておりますので、特に問題ないと思えます。よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありませんか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 4 番です。この案件につきましては、昨年度農振除外申請が出されまして、白地になり、そのときの転用目的と同じことで、今度住宅用地としての転用申請が出てきたわけでありまして。北側は道路で、東と南側は新たに広い道路、今工事中でございましてけれども、道路より 1 メートルぐらい上がっておりますので、宅地には非常にいい土地ではないかなと思っております。周辺農地には特に問題はなかろうかと思えますので、審議の参考によろしく願いいたします。

以上です。

議 長 1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の関係の申請の 1 番です。ここは、住宅地の中に取り残されたようにある畑でして、ほかの耕作には影響はないと思われまます。1 坪ぐらいの小さい倉庫が置いてありまして、その関係では始末書が添付されているみたいなので、その辺を確認していただきたいと思えます。以上です。よろしく願いをいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 6 番。

16番委員 16番です。議案第3号、農地法第5条の9番になります。ここは、現在も耕作されているような形跡がないようなところで、周りも耕作している畑は見当たらないので、問題ないかと思われます。審議の参考にしてください。

議長 ほかにございますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条、2番ですが、申請地は〇〇に近い起伏に富んだ山岳地域です。当地は第3種農地であり、周囲に農地はありません。西側に3階建ての空き家があります。小字〇〇の住宅が点在しているところにはもちろん農地はありますが、そこから1キロぐらい離れております。特に5条の規定に関する問題はないと考えます。審議の参考にしてください。

議長 ほかにございますか。

17番委員 17番から。

今、農地法第5条関係の13番と14番をお願いいたします。13番については、この場所については、〇〇のすぐ東側の場所でございます。ほかに農地が、東になるのかな、ちょっと後ろのほうにあるのですけれども、その農地については支障はないと考えられます。ちょっと範囲が広いのですけれども、これは県のほうのまた許可のほうも必要になると思うのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、14番については、前々からこの周辺については許可をいただいている場所でございます。これはちょうど〇〇の、何て言ったらいいのかな、あそこに〇〇川があると思うのですが、その川の縁であります。ほかの農地には影響は別にございませぬので、問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号、案件1については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査が必要と生じた場合には、連合審査にしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、2班に6番から7番及び9番と10番の4件、併せて計画変更1番の計5件、3班に11番から15番の5件、併せて計画変更2番の計6件、以上合計16件を付託します。

次に、議案第3号、案件2、番号8番を議題とします。

本件は、私が農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限規定に相当するため、議長、議事を関与できませんので、1番委員、会長職務代理に議長を交替した上、退席いたします。よろしく申し上げます。

(議長交替・17番委員退室)

議長(職務代理) 議長退席いたしました。それでは、議案第3号、案件2につきまして、審議終了までの間、議長を務めさせていただきます。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 案件2の説明をさせていただきます。

議案第3号、農地法第5条の案件2の申請は議案書3ページの8番の1件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長(職務代理) 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひをいたします。

委 員 なし。

議長(職務代理) なしということです。

それでは、お諮りいたします。議案第3号、案件2については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合には、連合審査にしたいと思ひますが、これに異議はありませんか。

委 員 異議なし。

議長(職務代理) 異議なしと認めます。

そうしましたら、2班に8番の1件を付託いたします。よろしくお願ひいたします。

ここで、17番委員の議事参与を認めるとともに、議長を交替をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(17番委員入室・議長交替)

議 長 次に、日程第 6、議案第 4 号、公売農地の買受申込者適格認定についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、公売農地の買受申込者適格認定について。
令和 2 年 9 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
議案第 4 号、公売農地の買受申込者適格認定についての申請は議案書 6 ページ記載の 1 件です。受理した申請書は、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、公売適格者として認定されると考えます。
以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。
本案について意見のある方はお願ひします。ないですか。

委 員 なし。

議 長 それでは、意見がないので、お諮りします。
議案第 4 号については、審査班に審査を付託したいと思います。
なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、3 班に 1 番の 1 件、以上 1 件を付託します。
これより書類審査のため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 1 0)

(書類審査)

(再開午後 2 : 3 0)

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
それでは、運営内規に基づき、議案第 2 号 1 番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議ないと認め、議案第 2 号、1 番の案件申請者から説明を求めます。
(1 番申請者入室)

事務局 それでは、最初に自己紹介してから説明の方お願ひ致します。

1 番申請者 ○○と申します。今日は貴重な時間いただいて申し訳ありません。宜しくお願ひ致します。

1 番申請者 施工予定の〇〇株式会社の〇〇と申します。今日は、〇〇様の現場で施工、完工する予定でございます。宜しく願いいたします。

議 長 説明をお願いします。

1 番申請者 この度、〇〇様の所有の田畑において、ソーラーシェアリングを用いたサカキ栽培ということで申請させていただいています。それで、工程表とか、あとまず今の現況ちょっと荒れ地になっておりますので、重機を入れまして、一応今周りの土地が凹凸がありますので、一応並行になるように、そこぐらいまで土木施工させていただきまして、それからそれにサカキ栽培ができるような架台を建てさせていただいて、尚且つその下に〇〇様所有のトラクター、耕運機ですか、それが往来できる空間を取らせていただいて施工するというのを計画しています。

栽培については、意見書のとおりなのですが、単収あたりも表として付け取らせていただいているのですが、何分、近隣でのサカキ栽培はまだ行われていないそうなので、他府県の単収表をつけさせていただいております。

それで、近隣にご迷惑がかからないように、もちろん挨拶、それとあと管理駐車場も1台、外で待っている者が置くところで管理させていただくということと、周りをももちろんフェンスで囲い、危険のないように、近隣のお子様あたりが入って何かないように、フェンスも囲う予定でございます。

それで、東京電力の電柱のほうは解決しておりまして、電柱、引き込み、その他には問題ございません。

事業計画上は、ある程度これぐらいの事業計画で予算といいますか、この施設に対する予算に対しての〇〇様の残高証明、これは金融機関から正式に取りまして、原本を農業委員会のほうにお渡ししております。十分事業としたら、その予算内で収まるような設置物と。事業としては成り立っていくのではないかと。こういうふうに思っております。

ちょっと短いようですが、よろしく願いいたします。

議 長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

1 番。

1 番委員 1 番です。ご苦労さまです。

昨日お邪魔しまして、いろいろな話をさせていただいたのですが、サカ

キを作るには太陽光パネルの下で作る、日陰で作るといのは好条件なのです。朝がきて陽に当たりますと葉っぱが茶色くなってしまいまして、商品価値もなくなってしまうので、栽培には適していると思います。

それで、このサカキ、大体何年ぐらいで出荷できるように計画はしているのですか、植えてから。

1 番申請者 一応4年。

1 番委員 4年ぐらいですか。

1 番申請者 考えてますけど。

1 番委員 それで、ここにもあるのですけれども、これは株式会社〇〇さん、ここではアドバイザーでなっていますけれども、〇〇さんとか、この人の指導を受けて、それで〇〇さんが栽培するというので、それでよろしいのでしょうか。

1 番申請者 はい。

1 番委員 そうですか。

それで、まずはあそこへ設置する場合には、見せていただいたところ、相当シノとかフジつるとか、いろいろの草が物すごく繁茂していますよね。あれは結局、昨日お聞きしますと、自分でやるというようなことも言っていたのですけれども、あれは〇〇さんがおやりになるのでしょうか。

1 番申請者 施工業者さんのほうから説明もあったと思うのですけれども、重機を入れて。これも私がずっと勤めをしていたものですから、やっぱり全部の土地が耕作できなかったということです。そこがやっぱり耕作放棄になっていたもので、ちょっと仕事も一段落したので、今度は農業に関して少しは本気でやろうということで、そこを重機を入れてまず整地をすると、昔そこが畑だったようにまずは戻して、で、そこにサカキを作る。そこにはソーラーパネルも一緒に設置すると。そうやろうと思っています。

1 番委員 それで、そうすると重機を入れて、全部掘って、草を刈るとか、そういう管理。あれを刈り取って。

1 番申請者 普段の管理ということでしょうか。

1 番委員 草を。フジつるとかシノとか、今、繁茂していますけれども、あれを刈らずに重機でみんなやってしまうということなのですか。

1 番申請者 そうですね、まずそうしないと。もちろん刈ってからやったほうがいいのだろうけれども、重機入れれば、それで全部そのままいけますから。そういうこと

です。

- 1 番委員 ただ、刈っただけでは、またすぐ出てきます。根まで掘らないと。ちょっとあれだと思えるのですけれども、3年後にまた、一時転用ですからまた更新のあれがあるのですけれども、その間も管理も大変だと思えるのですけれども。
- 1 番申請者 今、申し上げたように、農業の方に主を移すということなのです。だから今作っている畑の下に田んぼがあるのですけれども、その電気柵を数軒でやっているのですが、私は10年間ずっと管理しています。だから農業に関しては、それまでは主力ではなかったのだけれども、これからは主でやるってことなので、自分でも頑張ろうと思っておりますけど。
- 1 番委員 そうですか。それで、1軒すぐ前に、名前を言っただけは申し訳ないが1軒民家がありますけれども、そこにも一応話は、許可とか、そういうのはしてあるのでしょうか。
- 1 番申請者 もちろん施工前には施工表を持っていきまして、ご説明する予定です。
- 1 番委員 そうですか。分かりました。
- 議 長 ほかにございますか。
- 8 番 8 番。
- 8 番委員 ご苦労さまです。ちょっと質問いたしますけれども、ソーラーの部分が一部ですよね。全部やるソーラーではないですよね。
- 1 番申請者 そうです。
- 8 番委員 それで、空いているところには、ソーラーの下ではサカキを作るといことですか。空いている部分については、どういうふうになさるつもりなのか。
- 1 番申請者 これは、私が施主様から指示を受けるかどうかの話なので、空いている土地は今の現状のままと思います。
- 8 番委員 今の現状のまま。空いている土地は。
- 1 番申請者 はい。空いているほうはです。
- 8 番委員 これを見ると、ちょっと北の側のほうには木が植わっているような感じのあれがありますけれども、これは木を植える。
- 1 番申請者 北側ですね。北側。
- 8 番委員 はい。木を植えるわけですか。要するにこの。
- 1 番申請者 現状の。
- 8 番委員 中で内側のところは。

1 番申請者 それは私が図面上、そこには中木とか、ちょっと低木がたくさんあるので、それを地図に表示しただけです。

8 番委員 では、手入れはするわけではない。

1 番申請者 そこにある木は、ユズと、あとブルーベリーです。実は、それは私が前々からそこに栽培をしていたのですけれども、やはり管理の問題もありまして、ちょっと伸び放題ですかね。そうなっていますけれども、この上の木はもう10数年前になりますけれども、ブルーベリーを栽培するということで植えたのですけれども、今は品種の問題で、要ははっきり言うと売れないのです。採っても。だから、今は自家用という形でジャムとかに加工していますけれども、そういうことです。

8 番委員 ありがとうございます。それから、先ほどお勤めしているということでお伺いしたのですけれども、これを収穫するのに1人でおやりになる予定でございませうか。

1 番申請者 先ほど言ったと思うのですけれども、私は実は3年前、2年前か、教員やっています、今は退職して、はっきり言うと年金暮らしです。ご存じのとおり、年金が下げられてますから、その足しにもって農業のほうを始めるといいます。そういうことです。

8 番委員 分かりました。ありがとうございます。頑張ってください。

1 番申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

説明ご苦労さまでした。

1 番申請者 どうもありがとうございました。

(1 番申請者退室)

議 長 ここで審査班の意見を取りまとめるため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 4 5)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2 : 4 8)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求め

ます。

1班。

1班班長 1班です。15番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条の関係は、1番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
以上です。

議長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、2番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告は終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

委員 なし。

議長 それでは、議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

3班。

3班班長 14番です。今呼出しをしてもらって、いろいろ質問していただいた案件ですが、大丈夫だと思いますので、読み上げます。

3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであります。農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

- 議 長 報告が終わりました。
これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。
- 委 員 なし。
- 議 長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第2号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 委 員 挙手全員。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号、案件1、番号1から7番と9番から15番及び計画変更1番と2番に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。
- 1 班。 1班。
- 1 班班長 15番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は1番から5番まで5件になります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
以上です。
- 議 長 2班。
- 2 班班長 8番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は6番から7番、9から10番の4件と計画変更の1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
- 議 長 3班。
- 3 班班長 14番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、11番から15番の5件です。並びに計画変更1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであります。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号、案件1に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号、案件1に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、案件1、番号1番から7番と9番から15番及び計画変更1番と2番の農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、案件2、番号8番の審査に入りますが、本件については、私が、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限規定に相当するため、議事を関与できませんので、1番委員、会長職務代理に議長を交替した上、退席いたします。よろしく申し上げます。

(議長交替・17番委員退室)

議長(職務代理) それでは、議長を交替させていただきます。

それでは、議案第3号、案件2、番号8番の書類審査結果について、報告を求めます。

2班、お願い致します。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条、案件2関係は、8番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長(職務代理) 報告が終わりました。

これより議案第3号、案件2に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長(職務代理) なしの声がありましたので、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号、案件2、番号8に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長(職務代理) 挙手全員であります。

よって、議案第3号、案件2、番号8番、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

ここで、17番委員の議事参与を認めるとともに、議長を交替させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(17番委員入室・議長交替)

議長 それでは、始めたいと思います。

次に、議案第4号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定関係は、1番の1件です。審査班で農地法第5条の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、公売適格者であると認めます。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第4号に対する採決を行います。本案に対する審査班の審査の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

なお、買受適格証明書の交付を受けた者が競落人となり、許可申請を提出した場合については、買受適格証明書の交付を受けたときと事情が異なっていると認められる場合を除き、許可したいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。そのように取り計らいをいたします。

次に、日程第7、議案第5号、安中市登録空家等に付随する農地の指定解除についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地法第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積を定める区域の指定解除について、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積を定める区域の指定解除について、農業委員会の承認を求める。

令和2年9月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農地取得下限面積（別段の面積）。指定解除対象農地、安中市〇〇。本案件は、令和2年5月の農業委員会総会におきまして、登録空家に関連しました採択をいたしました。その後令和2年8月の農業委員会総会におきまして、通常の農地法第3条の許可がされましたので、これを解除するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、農地の指定解除をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、安中市登録空家等に付随する農地の指定解除については、原案のとおり農地の指定解除をすることに決定しました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案の利用権設定の2番は、13番委員が利用権を設定する者となっており、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与できませんので、番号1番を案件1、番号2番を案件2として2回に分けて審議を行います。

それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願

いたい。

令和2年9月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画の案件1は、議案書8ページ記載の1番の1件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について質問がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。利用権設定の1番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号のうち利用権設定関係の1番、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

それでは次に、案件2ですが、13番委員、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、13番委員の退席を求めます。

(13番委員退室)

議長 それでは、案件2、利用権関係の2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年9月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画の案件2は、議案書8ページ記載の2番の1件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件2について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。利用権設定の2番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手多数。

議長 挙手多数であります。

よって、議案第6号のうち利用権設定関係の2番、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。ここで、13番委員の入室を認めます。

(13番委員入室)

議長 次に、日程第9、議案第7号 農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について、13番委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、13番委員の退席を求めます。

(13番委員退室)

議長 それでは、議案第7号について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号につきましては、A4判1枚紙の農地中間管理事業担い手情報と記載された一覧表を御覧ください。こちらには、借受希望者の営農状況等を添付させていただきましたので、ご参考にしてください。

議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められたので、審議願いたい。

令和2年9月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画(案)は、議案書9ページ記載の1件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手多数。

議 長 挙手多数であります。

よって、議案第7号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

ここで、13番委員の入室を認めます。

(13番委員入室)

議 長 以上で議案審議は全て終了いたしました。

これを持ちまして令和2年第9回安中市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 3時10分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和2年9月25日

安中市農業委員会会長

4番委員

13番委員